

2026 年 6 月 15 日施行

# 商慣習の見直しに向けたガイドライン

一般社団法人 日本オフィス家具協会

## 第1章 総則

### 第1条 目的

オフィス家具業界における商慣習を見直し、次の事項を通じて公正で持続可能な取引環境を実現することを目的とする。

- (1) 提案に伴う情報に含まれる知的財産の保護  
提案時に発注者から提供される技術情報を営業秘密として適切に管理し、違法な使用を防止する。  
また、提案資料には知的財産権が含まれることを認識し、他の提案者の提案資料に含まれる知的財産権を無断で使用・転用することを禁止する。
- (2) デザイナー労務費の適正転嫁  
提案・設計に要するデザイナーの労務費を対価に反映させ、適正な価格交渉を促進する。
- (3) 深夜・休日の搬入・施工の是正  
過度な深夜・休日労働を避け、必要に応じて適正な見積および日程の調整を図る。

### 第2条 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは業界団体が定める自主的な推奨指針であり、法的拘束力を有しない。採否および運用方法は各社の独立した事業判断による。統一価格・統一条件を設定または強制するものではない。本ガイドラインに従わない事業者に対し、取引拒絶その他不利益な取扱いを行ってはならない。本ガイドラインは、加盟・非加盟を問

わず、閲覧自由とする。

### 第3条 用語の定義

二者取引：テナント（発注者：施主／顧客）と会員企業（受注者）の二者間取引。

三者取引：会員企業、テナント、工事発注者の三者間取引。工事発注者にはビルオーナー、ビル管理会社、プロジェクトマネジメント会社等を含む。

## 第2章 提案に伴う情報（知的財産情報）の保護

### 第4条 営業秘密の範囲

「営業秘密」とは、営業秘密三要件（秘密管理性・有用性・非公知性）を満たすものをいい、提案に伴い発注者に提供されるレイアウトやゾーニング等、空間デザインの技術上または営業上の情報も秘密情報に該当し得る。なお、公知情報は除かれる。

### 第5条 管理措置

営業秘密を授受する際は、可能な限り、秘密保持契約（NDA）を締結する。業界サイトに NDA ひな形

（[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html)）を掲載する（自由改変可）。営業秘密には「社外秘」、「Confidential」等の表示を付す。

### 第6条 提案資料の帰属と返却

提案資料は取引交渉及び物件受託後の打ち合わせ目的以外に使用

しない。取引不成立の場合、発注者に対し提案資料の返却、消去を依頼することを推奨する。

#### 第7条 空間デザインの知的財産

1. 空間デザインは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業秘密等を含む知的財産権の対象となり得るものである。

2. 会員企業は、各会員企業が提案資料として提供する空間デザインには、当該各会員企業または第三者に帰属する知的財産権が含まれることがあることを常に認識しなければならない。

3. 会員企業は、発注者に対して、提案資料に含まれる空間デザインおよび知的財産権を尊重することを求めるとともに、当初の利用目的を超えて、無断で使用、複製、改変、第三者への提供または他の案件に流用・転用しないことを求めなければならない。

4. 空間デザインに関する知的財産権の帰属および利用条件については、提案時において発注者と会員企業との間で可能な限り事前に協議し、書面で合意形成を図ることが望ましい。

### 第3章 デザイナー労務費の適正転嫁

#### 第8条 対価交渉

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉指針」（公正取引委員会・内閣官房）を参照し、見積書には労務費内訳を明示する。本条は、会員企業に対して一律の有償義務を課すものではない。

#### 第9条 交渉の自由と証跡

労務費は、案件ごとに当事者（発注者および会員企業）で自由交渉とし、自主的な価格決定を妨げない。交渉内容は議事録・合意書等で証跡化し3年間保存する。他方、複数社に競合提案を依頼し、一社のみ採用するような場合においても、当該提案の準備に要した労務費の請求について、関係者間で適切に合意形成を図ることを推奨する。

#### 第10条 競争機微情報の共有禁止

会員企業は、業界会合等で個別の見積単価・値上げ幅等の競争上機微な情報を共有してはならない。

### 第4章 深夜・休日の搬入・施工の是正

#### 第11条 時間帯協議

搬入・施工の時間帯は会員企業、テナント、工事発注者で事前協議の上、可能な限り、所定労働時間に実施する。深夜・休日作業が必要な場合は36協定の適用範囲を確認し、また開始・終了時刻を協議書に明記する。なお本ガイドラインは、深夜・休日作業を一律に拒否するものではなく、個別協議より実施可否を決定する。

#### 第12条 割増賃金と負担明確化

労働基準法では、時間外・深夜・休日の労働に対する法定割増賃金率として、時間外25%以上、深夜25%以上（時間外＋深夜は50%以上）、法定休日35%以上（休日＋深夜は60%以上）と定めてい

る。なお、従業員への支払いとは別に、発注者へ提示する見積割増率は、各会員企業が独立した判断で決定し、当業界として見積割増率の共通目安を定めない。また、深夜・休日作業が発生する場合、割増賃金相当額を含めた見積原価を算定し、その負担者・精算方法を協議書に明記する。例外協議書の写しは労基署要請時に提示できるようにする。

## 第5章 アンケート調査結果の取扱い

### 第13条 調査目的

会員企業各社から直近3年間の実績値／社内規程値を収集し、統計処理したうえで、取引価格や労務費転嫁交渉に役立つ参考資料として提供する。この調査は3年ごとに行い、その都度、直近3年間分のデータをまとめて集計し、業界団体のウェブサイトで公開する。

### 第14条 情報収集・処理

回答は任意・匿名であり、集計作業は事務局や信頼できる第三者が行う。またデータへのアクセスは集計担当のみで行い、会員企業同士は同データに触れない。なお同データは統計処理のみに使用し、公表しない。

### 第15条 公表と利用

統計結果は一般公開し、市場の透明性向上を図る。公表資料には必ず次の注記を付す。また本統計を用いて現在または将来の価格・賃金について共通の目安・協定を形成する行為を禁止する。結果をもって価格交渉を拒否・制限する根拠としない。

#### 注記

※本資料は過去データを統計的に示した参考情報であり、将来の標準・推奨値を定めるものではありません。

※価格・賃金の最終決定は当事者間の自主的判断で行ってください。

## 第6章 附則

### 第16条 改訂

ガイドラインの運用上課題が生じた場合、業界団体は速やかにレビューを行い、必要に応じて改訂する。また改訂は日本オフィス家具協会の政策委員会で決議を経て行う。

### 第17条 事前相談

改訂が関連法規に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係機関へ

事前相談を行う。

## 第 1 8 条 施行日

本ガイドラインは2026年6月15日から施行する。